

株式会社 西島製作所 女性活躍推進法対策「一般事業主行動計画」

女性社員がその能力を十分に発揮し活躍できるような雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 4 月 1 日～2026年 3 月 31 日（5 年間）
2. 会社の課題
 - (1) 女性労働者の割合は、全体の 17%と少ない。
 - (2) 有給休暇取得は、管理職及び職種により法定義務の 5 日取得しか取れていない従業員も多い。
3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 : 女性従業員の割合を全体の 20%まで増加させる

《取組内容》

- ・ 2021年 4 月～ 女性の応募を増やすために、学生向けのホームページ内容を見直し改訂する。
- ・ 2021年 4 月～ 出産・育児が理由で退職した有能な女性従業員を再雇用する。
- ・ 2021年 4 月～ 有能な有期雇用契約社員(パートタイマー等)が育児休業を取得できるようにする。

目標 2 : 有給休暇年間 6 日以上取得者の従業員割合を 30%以上にする

《取組内容》

- ・ 2021年 4 月～ 一斉有給休暇を年間 2 日以上設定する。
- ・ 2021年 4 月～ 半期ごと(4月～9月、10月～3月)、個人ごとに 2 日以上の計画有給休暇取得日を職場で計画させ取得を促す。

以上